

新型コロナウイルス感染症に伴う自動車種別割（旧 自動車税）等の県税納付について

神奈川県に確認したところ運送事業者が納付する県税のうち猶予される内容と種類が確認できましたので、お知らせします。なお、その他の事業に伴うもの及び個人ものなどを含めて県税の納付については、最寄りの県税事務所にご相談ください。

また、金融機関の窓口は大変込み合いますので「密閉」「密集」「密接」を避けるために、電子納税をご利用ください。

自動車税種別割は、パソコンやスマートフォンを利用した電子納税が可能です。

【関連ページ】

<http://www.pref.kanagawa.jp/zei/kenzei/a010/038.html>

Q；県税を納付すると経営に影響しそうですが猶予されることがありますか。

A；県税を一時に納付できない方は、「徴収の猶予」や「申請による換価の猶予」が適用されることがあります。

なお、新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少しているなど、一定の要件を満たす場合は、担保提供不要で延滞金もかからずに納税を猶予する「特例制度」が適用されることがあります。

詳細や申請書の様式については、神奈川県HP「県税便利帳」の「新型コロナウイルス関連<県税に関してのお知らせ>」をご確認ください。

Q；運送事業者で新型コロナウイルス感染症により納税が猶予される県税の種類にはどのようなものがありますか

A；運送事業者の方ですと、**自動車税種別割（旧 自動車税）、法人県民税・法人事業税**及び**個人事業税**などが考えられます。なお、納税の猶予制度は、すべての県税（「特例制度」については、証紙徴収によるもの以外）が対象となっています。

Q；運送事業者が新型コロナウイルス感染症により納税が困難な状況とは

A；【納税が猶予できる具体的な事例】

- ・収入が著しく減少し、税金を支払うと事業が維持できない場合
- ・経営する会社で社員が感染し、消毒や商品や器具が使えなくなり、事業が行えない場合
- ・感染拡大で利益が激減し、やむを得ず休廃業した場合
- ・納税者ご本人又は生計を同じにするご家族が病気にかかった場合

**Q ; 【法人県民税・法人事業税】
期限までに申告・納付をすることが困難な場合の条例に基づく期限延長手続について**

A ; 新型コロナウイルス感染症の影響により、法人県民税および法人事業税の申告・納付期限までに申告等が困難な場合には、神奈川県県税条例第7条による個別の申請による期限延長が認められる場合があります。他の都道府県に事務所等を有する場合は、各都道府県の規定によりそれぞれ申請が必要です。

Q ; 神奈川県県税条例に基づく法人県民税・法人事業税に係る申告・納付期限の延長手続にあって、申請書の提出は必要ですか。

A ; 法人県民税・法人事業税の取扱いとして、申告書の右上の余白に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と記載のうえ申告していただくことにより、延長の申請書が提出されたものとして取り扱います。

電子申告を利用する場合には、法人名称の前に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」と入力のうえ申告してください。

この場合、申告期限および納付期限は原則として申告書の提出日になります。